

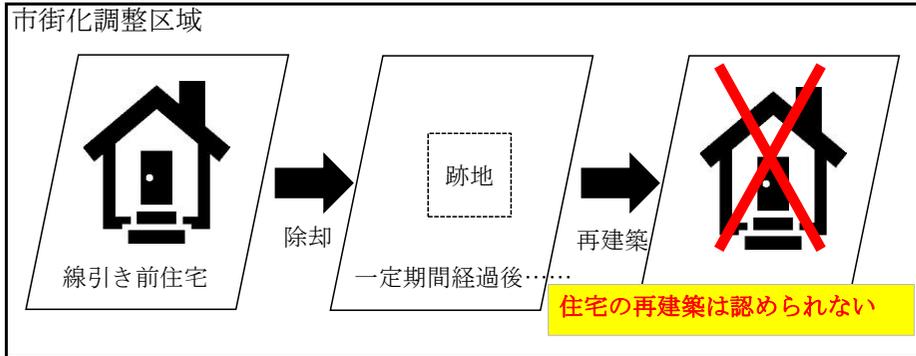
※ 「線引き前住宅」……市街化調整区域の設定（昭和45年10月15日）以前に既に建築されていた自己用住宅

○ 適用範囲：県が開発許可を所管する、桑折町、国見町、鏡石町、会津美里町

○ 適用開始：令和7年4月1日から

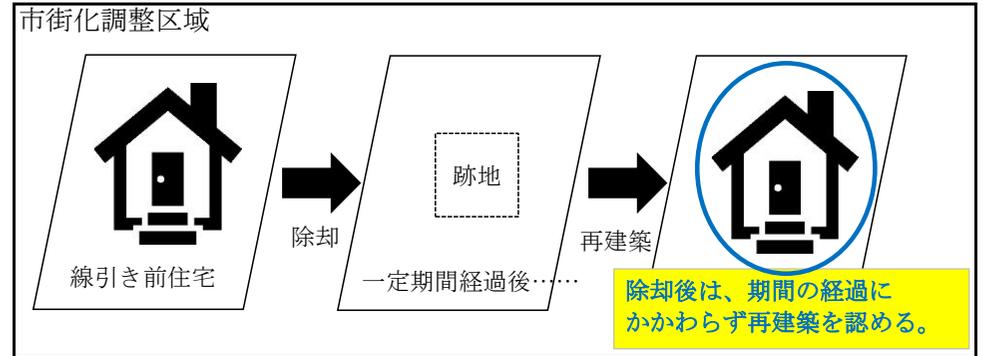
これまでの取扱いの内容

【（１）住宅を除却し、空地となった際の取扱い】
線引き前住宅を除却後、一定期間を経過すると、当該土地に新たに住宅を建築することはできない。

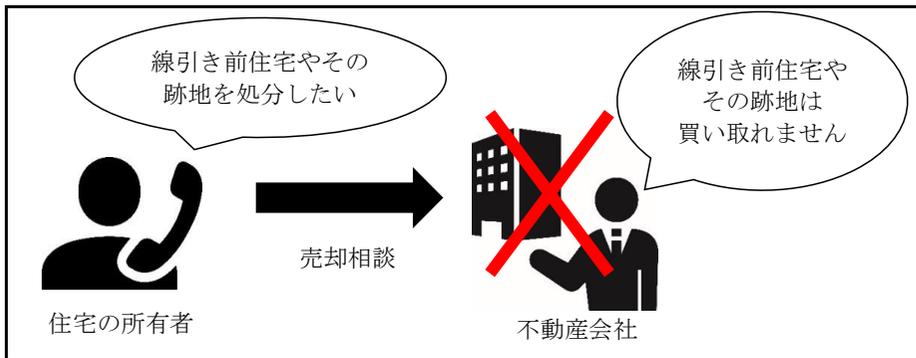


今後の特例的取扱いの内容

【（１）住宅を除却し、空地となった際の取扱い】
線引き前住宅を除却後、経過した期間の長さにかかわらず再建築を認める。



【（２）住宅を不動産会社へ売却する際の取扱い】
不動産会社による取得・売却及び再建築は認めない。



【（２）住宅を不動産会社へ売却する際の取扱い】
不動産会社による取得・売却及び再建築を認める。

